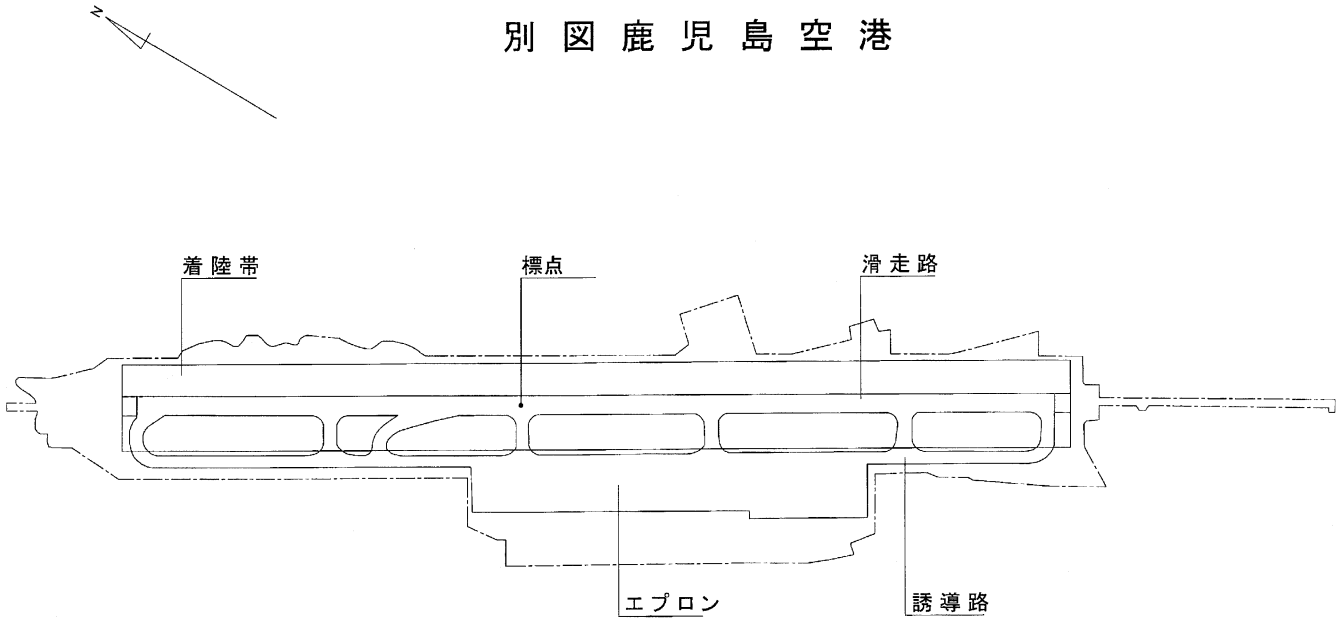
別図　鹿児島空港



○防衛省告示第二十五号

海上自衛隊の使用する船舶の信号符字の付与を次のとおり告示する。

平成二十九年二月二十七日　防衛大臣　稲田　朋美

信号符字	名称	付与年月日
JSPO　305	ひらど	平成二十九年二月十日

○関東地方整備局告示第五十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月二十七日　関東地方整備局長　大西　亘

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
白井市白井字入谷津四三九番一から同市復字和田一二八四番一まで	前	二二・二〇～四七・〇一メートル	〇〇・四二〇キロメートル
	後	二二・一三～四〇・二六メートル	〇〇・四二〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局千葉国道事務所

○関東地方整備局告示第五十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月二十七日　関東地方整備局長　大西　亘

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十六号	白井市復字山谷一三〇六番五から同市復字山谷一三〇六番七まで	関東地方整備局及び同局千葉国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年二月二十七日

○中部地方整備局告示第二十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年二月二十七日　中部地方整備局長　塚原　浩一

一　施行者の名称　静岡県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十四年中部地方整備局告示第二十一号静岡都市計画公園事業六・五・一号草薙総合運動公園

三　事業施行期間　自平成二十四年二月十四日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第二十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月二十七日　近畿地方整備局長　池田　豊人